

小学校・中学校教育支援センター運營業務 受託候補者選定のためのプロポーザル説明書

2023年12月1日公表

1 事業の経緯、契約の目的

町田市では、市内在住で学校へ通いにくい状態にある児童・生徒の学びの場として、小学校・中学校教育支援センター(小学生向けのけやき教室・中学生向けのくすのき教室)を運営しています。各教室では、通室に係る相談対応や、居場所づくり、学習支援、進路支援等を行っています。

「教育機会確保法」*や「COCOLOプラン」*の趣旨に基づき、今後、教育支援センターにおける取組をより一層充実させる必要があります。児童生徒の健全な成長を支え、その保護者の支援を行うことを目的とし、小学校・中学校教育支援センター運營業務について委託により行います。

*「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(2016年):教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保等、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進するもの。

*「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)(2023年):近年の不登校児童生徒数の増加を受け、不登校対策の一層の充実に取り組むことを示すもの。

2 契約の概要

契約件名	小学校・中学校教育支援センター運營業務委託
契約期間 (業務実施期間)	2024年4月1日 ~ 2027年3月31日
履行場所	町田市が指定する場所
委託する業務	小学校・中学校教育支援センター運營業務委託仕様書のとおり。
契約約款	町田市が定めた業務委託契約約款を使用する。
契約保証金	契約保証金の納付は免除する。
契約代金の支払方法	毎月、検査完了後、適正な支払い請求を受けた日から30日以内に支払う。
契約目途額 (予定価格)	契約金額の上限は133,497,000円とする。

※本件は、令和6年第1回町田市議会定例会において、本契約に係る予算が可決された場合に限り契約を締結します。否決された場合は、契約を締結しません。

3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者(以下「プロポーザル参加者」という。)が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

4 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加させる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者とし、以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消します。

- (1) 競争入札参加資格者名簿に登録されていること又は契約締結時までに登録が可能であること。
- (2) 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和 62 年 5 月 1 日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 12 月 1 日施行）による入札参加資格停止措置期間中でないこと。
- (3) 経営不振の状態にないと認められること。
- (4) 本件と類似する内容及び規模の契約実績*を有すると認められること。

*類似する契約実績とは、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール等における学習指導の運營業務委託または自ら運営する実績が直近の 5 年以内にあり、かつ継続して 2 年以上の実績

5 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
(1)	案件公表	2023年12月1日（金）
(2)	資料配付	2023年12月1日（金）
(3)	参加申請の受付	2023年12月12日（火）午後5時まで
(4)	ヒアリング時間等の通知	2023年12月15日（金）
(5)	質疑の提出	2023年12月27日（水）午後5時まで
(6)	質疑の回答	2024年1月10日（水）午後5時まで
(7)	提出書類の作成、提出	2024年1月22日（月）午後5時まで
(8)	プレゼンテーション、ヒアリング	2024年2月1日（木）の指定時間
(9)	評価、採点	2024年2月1日（木）
(10)	結果通知、結果公表	2024年2月8日（木）
(11)	契約内容の調整、仕様書の決定	2024年2月22日（木）まで
(12)	見積書の提出	2024年2月29日（木）予定
(13)	契約書の調印	2024年4月1日（月）予定

6 プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

(1) 案件公表

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

(2) 資料配付

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

- ① プロポーザル説明書
- ② 小学校・中学校教育支援センター運營業務委託仕様書（案）
- ③ 業務委託契約書及び約款
- ④ 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書
- ⑤ プロポーザル参加申請書（指定様式）

- ⑥ 質疑書（指定様式）
- ⑦ 提案書（指定様式）
- ⑧ 見積書（様式自由）
- ⑨ 企画書（様式自由）
- ⑩ 類似契約実績書（指定様式）

これらの資料は町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ URL ; <http://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の皆さんへ>入札・契約>プロポーザルによる契約案件の公表>公募型プロポーザル

(3) 参加申請書類及び類似契約実績書の提出

参加を希望する事業者は、参加申請書及び類似契約実績書、その契約書の写しの3点を、2023年12月12日午後5時までに、学校教育部教育センターに郵送、メール又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。

なお、参加を希望する事業者が4者を超えた場合は、類似契約実績書による書類選考を行い、その得点の高い者のうち、上位4者を参加可とします。

(4) 参加申請審査結果通知及びヒアリング時間等の通知

参加申請書及び類似契約実績書、その契約書の写しを提出した事業者には、参加の可否について「プロポーザル参加申請審査結果通知書」と、プレゼンテーション及びヒアリングを行う日時と会場を指定した「ヒアリング等開催通知書」を電子メールで送付します。

(5) 質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」に記載し、電子メールに添付して「8. 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。

電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名：案件番号質疑+参加業者名+送信年月日

例：△△△質疑株式会社▲▲▲231203

(案件番号△△△の場合で、株式会社▲▲▲が2023年12月3日に質疑書を送信した場合)

(6) 質疑の回答

提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、プロポーザル参加者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付して送付します。

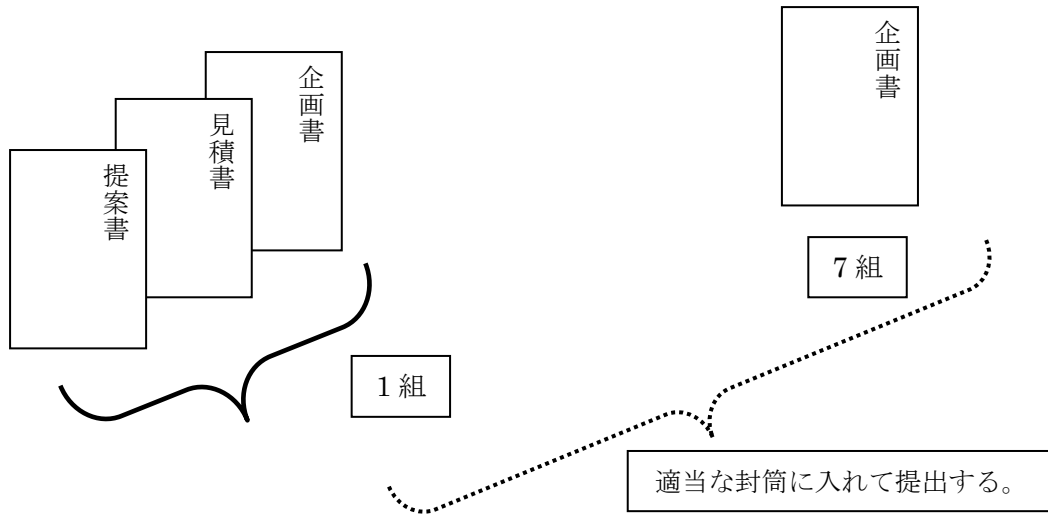
プロポーザル参加者全員へ通知後、「質疑回答書」は町田市ホームページにも同様に掲示します。

(7) 提出書類の作成、提出

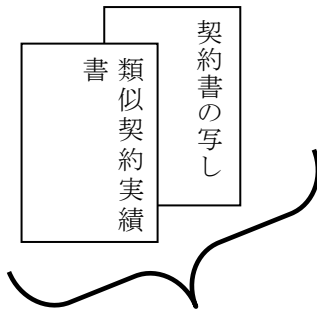
次のとおり提出書類を作成し、2024年1月22日午後5時までに、学校教育部教育センターに郵送又は持参してください。

提出書類の作成にあたっての注意事項	
<p>【共通事項】 特に関指指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。 文字サイズは12ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。 提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれであるかが分かる表示は一切しないでください。</p>	
書類等の名称、様式	記述内容、提出部数等
提案書 ＜指定様式＞	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。押印は東京電子自治体共同運営の受付票の印影と同一としてください。 提出部数は1部です。
見積書 ＜様式自由＞	様式は自由です。できるだけ詳細な内訳書を添付してください。 見積り金額には消費税を含みます。ただし、契約目途額を超える金額は記載できません。 ページ数の制限はありません。提出部数は1部です。
企画書 ＜様式自由＞	次の課題について記述してください。 ①児童生徒の学習意欲を高めたり、通室意欲を高めたりするために、教育支援センターで実施する授業等の内容について、具体的に提案してください。 ②保護者が安心して児童生徒を通室させられるよう、保護者・学校との連携や保護者支援として取り組む内容について、具体的に提案してください。 ③多くの児童生徒の対応が安定的に行えるよう、指導員の配置や運営管理体制、指導員の質の向上のために取り組む内容について、具体的に提案してください。 ページ数は全体で6ページ以内。提出部数は8部です。
類似契約実績書 ＜指定様式＞	法人として、本件と類似した契約を履行した実績について、指定様式に契約の概要を記載してください。 ただし、2018年4月1日～2023年3月31日の間に完了した契約に限ります。概要を記載できる契約は、3件までとします。 ページ数は1ページ以内、提出部数は1部です。
契約書の写し	類似契約実績書に記載した契約について、契約書の写しを添付してください。件名、契約金額、契約当事者名が表記されている部分だけで結構です。 提出部数は、契約案件ごとに1部です。

【書類の綴り方】



※提出書類を1組ごとに重ね、左上をステープラでとめてください。



※類似契約実績書及びその契約書の写しについては、参加申請書提出時に添付してください。

(8) プレゼンテーション、ヒアリング

次のとおりプレゼンテーション又はヒアリングを行ないます。プレゼンテーション又はヒアリングに出席しない場合は、採点しません。

項目名	注意事項等
日時	2024年2月1日(木) 集合時間は、ヒアリング等開催通知書で指定します。
会場	町田市教育センター 402 会議室(予定) (町田市木曽東 3-1-3)
内容	始めに、提出した企画書等の内容について、20分間以内で説明してください。パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。 次に、評価委員から質問しますので、簡潔に回答してください。質疑時間は約15分間とします。
説明員	原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が説明及び回答を行ってください。 会場に入室できるのは、3名以内とします。 入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。

(9) 評価、採点

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、プロポーザル参加者の提案及びプレゼンテーション又はヒアリングの状況の評価、採点を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。

評価項目及び配点は下表のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

評価項目	配点
実績 ・類似する実績内容 ・類似する実績規模	20点
企画力 ・児童生徒にとって魅力ある授業及びカリキュラム ・児童生徒への柔軟な対応 ・オンライン対応や、保護者支援、学校連携	30点
プレゼンテーション	5点
業務実施体制 ・多数の児童生徒の安全管理及び安定した授業実施 ・効率的な講師配置や柔軟な時間割設定 ・進路相談や学校連携などの学習指導以外の業務体制	30点
情報管理	5点
見積金額	10点
合計	100点

最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定します。なお、最高得点を取得した者が2者以上あり、見積金額が同価であった場合は、くじ引きとします。

(10) 結果通知、結果公表

プロポーザル参加者全員にメールで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(11) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と学校教育部教育センターとで業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(12) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(13) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結します。

7 その他留意事項

(1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

(2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。

- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。
- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
 - ② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - ④ 提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。
- (6) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。
- (7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、条例に基づき、原則として公開します。
- (8) 提出された書類は一切返却いたしません。

8 本案件に係る問い合わせ先

町田市学校教育部教育センター（町田市教育センター）

所在地：〒194-0036 町田市木曽東3丁目1番3号

電話：042-793-2481

FAX：050-3163-1021

e-mail：mcity6580@city.machida.tokyo.jp